

平成 26 年度第 2 回いしかわ森林環境基金評価委員会

日時 平成 26 年 11 月 18 日（火）13:20～

場所 石川県森林公園インフォメーションセンター

議事

1. 平成 26 年度第 1 回いしかわ森林環境基金評価委員会の概要

（事務局から資料 1 に基づき説明）

【質疑】

（委員長）

ただ今、前回の委員会で出た主な意見をご紹介いただいたが、思い出していただきながら、何か補足すること、あるいは注意したいことがあればお願いしたい。

（委員）

前回出られなかったのだが、実は今日ここに来るまでに一緒に会議に出ていたうちの役員で婦人会長、女性会の会長をする職員がおり、「実はこういうわけで金沢へ行くのだ」という話をしたところ、森林税、税金のことも知らなければ、そういう活動をしていることも知らなければ、大きな団体、農林関係の組合の団体のリーダーなのだが、やはりそれを知らない。時間がある限りいろいろと説明をしてきた。

今、ここに前回の資料を伺って、本当に隅々まで行き渡らないと盛り上がらない事業なのだと思って、ちょっと寂しい感じなのだが、私も長きにわたりここに出席させていただいているが、私の触れ合う人たちにしか宣伝ができないというか、広報できないというのが非常に小さすぎるなど今しみじみと考えている。

私個人的には 3 回ほど、県庁に 1 回と和倉温泉に 1 回と七尾市に 1 回と 3 回お願いして、講座に来ていただいたのだが、あそこからもっと広がるということは七尾市ではあまりないようなのである。今の会長さんにも、今度の自治会の団体で 150 ぐらいの集まりがあるというのは聞いているので、例えばそういうものをしたらと申したら、女性はやはり食の話とか、子育ての話とかの講演がよくて、森林となるとちょっと手が挙がるかどうか分からないという、そういう寂しい返事を頂いてきたところである。帰ってもうちょっと強調してみたいと思うが、やはり「知ってください」「知ってください」という広報だけではなくて、知らない人たちのところに行ったり、呼び寄せたりする企画がもっとあってもいいのかなど。聞いた人は絶対に「よかった」と言う。説明とか、絵も見せていただいたら、「知らなかった。よかった」ということになるのだが、そういう感想を思いながら、今、聞いていた。

（委員長）

県の方のいつもの PR 不足という話がよく出るのだが、何か具体的に、今やっておられることはどんなことをやっておられて、さらに将来、PR 不足という話がいつも出るので、どうしたらいいのか考えておられることはあるか。

(事務局)

確か1回私も七尾の方に呼ばれてご説明させていただいた機会があつて、その場では、やはり来ていただいた方にも「大変分かりやすかった」という評価は頂いたように記憶しており、そのときは大変うれしかったし、こういうことがあると広がりが出ていくだろうなと思ったところだった。

今、県の方でやっている広報の事業は、毎年10月が森づくり推進月間ということで、そういう取り組みをやってみたり、また、新聞広告を載せて、いしかわ森林環境税というのはこういうものだというので、確かにご指摘のように、こちらから一方的に発信しているというような、そういう広報が主体というようにはなっているところである。

今すぐこういうことをしたらいいのではないかというアイデアが出てくるわけではないが、いずれにしても、今、第2期の5年間の3年目ということで、森林環境税の評価を総合的にする時期が近づいているということなので、どういった形で森林環境税というものが行われているかということの説明する方法というのは、今ちょっと具体的な案があるわけではないのだが、しっかりと考えていかなければいけないと思っているところである。

(委員長)

これは、植樹祭を盛り上げていかなければいけないという状況なので、それに関連してPRの場というのではないのか。何かちょっとお集まりの所で、10分でもこういうことがあるということをおっしゃっていただければ、委員もおっしゃるようなことにもつながる。

(事務局)

植樹祭の関係でやるものとともに、今、この4月から農林水産部に里山里海の関係で、そういう部署ができたので、あちらは出前講座がある。世界農業遺産に選ばれた里山の話に触れて、その中で当然里山里海、森林の話も出てくると思うので、この辺とちょっと連携して、こういった森林環境税の取り組みがあるということに触れるのも一つ考えられるかなと思うが、農林水産部内で連携した話でやれる部分も含めて検討したいと思う。

(委員長)

植樹祭も、里山里海の会議でも、世界農業遺産もいろいろとチャンスはあるだろうから、10分ぐらいのスライドを持って行ってPRするとか、やはり委員だけでやっても程度が知れている。総合的にまた県には考えていただいて、PRのしすぎということは絶対なく、多少でも税金を頂いているわけだから、先にも進めていかないといけないと思うので、ぜひお願いしたい。

(委員)

それと、各団体で教養講座があるが、そういう所には必ず1万円前後の謝金が出る。会員が少なくなる中で謝金だけはきちんと出しているので、無料で講師をするところがあるよというところを逆にアピールしてはどうか。また、私は、今日初めてここ(県森林公園)に伺ったが、こんな素敵な所があるのだなと。私は今、(森林セラピーディッシュを)食べそこなったが、おいしかったと聞いた。例えば、団体が20人か25人、県政バス

か何かを利用して、ここに来て、おいしいお食事も頂いて、そこで、(木製の)ベンチとか写真を展示していただく、あるいは展示してあるところに紹介していただくとか。資料ではなかなか伝わらないので、実物を目で見て楽しんでもらう、実感してもらおう。綺麗だったとか、おいしかったとか、安かったというのがすごく女性には人気があるので、ちょっとその辺をくすぐるような企画を柔軟に立てていただいてはどうか。私はそうは思っていないが、どうも県の事業という堅いようなイメージがある。なかなか伝える手段が少ないので、ぜひそういう企画を立てて、各種団体に無料で伺うとか、おいしい食事があるとか、そういう変わった形でアピールしていただくとつなぐことができるのではないかと思います。そういうことも併用していかないと難しいかなと思う。せっかく皆さんが頑張っているのに、もったいないと思う。

(委員長)

県政バスを使えるとしたら、県立大学はよく来られる。

(委員)

ぐるっと、ただのところを回れたら一番いい。

(委員長)

県政バスは県の費用が出るのでしょうか。だから、あれを使えば、今おっしゃるように、あとは食事代だけ。みんな喜んで来るのではないかな。

(委員)

35名以上でないといけないのですよ。

(委員長)

ああ、35名以上。それぐらいは集まるでしょう。ちょっと宣伝したら。

(委員)

そうですね。あと大学の方も交えながら、ちょっと提案してみまじょうか。

(事務局)

この森林公園の中にも森林セラピーというものが今年度からスタートし、来年度が本格的にセラピストがいろいろなニーズに対応するというので、こうなってくると、その辺にこの女性の方、セラピストの方も大勢いる。

(委員長)

ちょっと散歩されるとか。今、そこまで行ってきたけれども。

(事務局)

ええ、そんなことも絡めていろいろとできればいい。

(委員長)

人を集めるには健康に関係した話が一番集まる。山や水の話は誰も来ない。ぜひそういうことでお願いしたい。

それでは、1 番の議題はそんなことでよろしいか。では、次の議題 2 森林環境基金事業評価報告書の方をお願いします。

2. 平成 25 年度いしかわ森林環境基金事業評価報告書 (案)

(事務局から資料 2 に基づき説明)

【質疑】

(委員長)

それでは、ただ今の森林環境基金事業評価報告書 (案) についてご討論いただきたい。

(委員)

今日ちょうどたまたま見に行ってきた、6 ページ、「いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業」、これは今年 11 件を決定されているということで、それで、応募件数は何件あったのか。

(事務局)

19 件あった。

(委員)

19 件。それで、この応募件数はこれまでだんだん多くなっているのか。

(事務局)

今年度は 22 だったので、大体毎年 20 前後出ている。

(委員)

ではまあまあ順調に推移していると。

(事務局)

はい。

(委員)

ソフト事業、この関連というところになると、ちょっとマンネリ化しているような気もするので、検討されるようにという意見があって、ここに既に盛り込まれている。今日のこの意見案について新たに着目して引き続き検討するという。これはまだ承認されていないのか。これは前回そういう要望があった。

(事務局)

一応ソフト事業などについても、その事業の枠組みの中でどういったことをやっていくのかというのはあるとは思いますが、要は全く新しい事業を立ち上げるというのは、慎重にやった方がいいのかなというところもあり、そういった意味で、やり方でいろいろと工夫できるところはあるということについては、当面やりたいとは思いますが、新たなニーズに対する対応とか、全く新しい企画ということについては、やはりある程度中期的にそういった情報を把握して、こういうことは必要だということ把握する必要があるかなとは思っている。

(委員)

これまでの事業も先ほども言ったようになかなか理解されていないという中で、また新しくどんどん発展するというわけにはいかないけれども、しかし、来年度何か新機軸を一つでも考え出されたらいいかなと思う。

(委員長)

他に何かあるか。私がお話を聞いていて思い付いたのは、第二期の強度間伐の実績が非常に去年より少ないということである。これはいろいろと理由が先ほどあったが、これは併せて利用間伐の面積が増えているというデータを付けておくことはできないのか。利用間伐が増えているから強度間伐が利用間伐に回っている。だから面積が少ないということで、利用間伐の面積、何を基準にしたらいいかわからないが、利用間伐が増えている。先ほど見せていただいたように、林内道が整備されて、今までなら強度間伐でしか対応できなかったものが、利用間伐の方に回ったと。ついては、計画面積が少なくなったというよりは、少なくて済んだわけである。私はかえって望ましい結果だと思っている。だから、そういうデータを付けられないか。

(委員)

まだ進んでいる最中で少なくなって、むしろ侵入竹林の除去が増えている。

(委員長)

だから、その金が竹林の除去に回っていると思うのですね。

(委員)

それと併せて考えないと。

(委員長)

そうです。総予算はちゃんと消化しておられるのだから、と。思っ

(事務局)

まさにそのような形になっていけば万々歳なのだが、実際には造林事業で5年間で利用間伐4,600ha、今日ご覧いただいたような、ああいう搬出ができるような所では、人工林でも利用間伐でということなのだが、大体こちらはおおむねこういうペースでやっているの、要は環境税の事業でやるところを造林事業でやる所が取り込んでいるという実態でもなく、ある意味では造林事業の方はペースが徐々に進んでいて、基金事業の方の強度間伐については、竹の事業に食われているという、そういうところである。

(委員長)

それが実態なのか。

(事務局)

はい。そういう意味でこういう書き方をしているというのが実態である。

(委員長)

ああ、そうか。それらが正直に書いてあると。そうではなくて、利用間伐の方が増えてきて、強度間伐は本来ならばしなければいけない。今日見せてもらった所だってそうである。本来なら強度間伐しなければいけないと思っていたのが、林道を付けたことによって利用間伐に回ったということは非常に望ましいことなので、その面積でも書いてあると、なるほどなど。その代りもちろん来た予算は、まだ竹林整備の方が不十分なのだからそちらに回したという理解をした。どちらが先か分からないが、そういうことであれば面積が少ないのも分かるなど。このままの数字が出ていくと、目的を達成していないではないかというようなご批判がある可能性もある。

(委員)

侵入竹林の除去が切迫しているという理由が、説明がしてあればね。

(委員長)

そうですね。そっちの方が緊急度が高いから回したのだと、要望が高いからね。

(事務局)

はい。そこは竹の方が要望が高いと思う。

(委員長)

どっちがより重要な要因か、評価はなかなかできないと思うが、竹林が侵入するのは困るという声は当然多いと思う。どちらがドライビングフォースかということについては。

(委員)

それに続いて2番目の侵入竹林の状況を見ていて、それで、そのときにちょっと話していたら、これもまた再生してくる。それで、よく裏年とかいって、1年置きぐらいに茂る。初年度はともかく推移を見るとして、2~3年後にどのようにこれがまた再生していくのか。

そこでどういう費用が要って、どうなったというのは、見ていなければいけないというような状況である。だけれども、もうこの侵入竹林は減ることはないような感じを受けている。そのときの再生してくるものに対する対応という、先ほどもお話があった所有者の理解を得て、それから、地元市町村の協力を得て、できるだけ説得をして進めていきたいということがあった。その説明をお願いしたい。

(事務局)

現地でもご説明したが、24年度に開始したのは竹の除去だが、われわれもいろいろなご意見なども参考にして、おおむね1回竹を切って、また再生してくる竹をもう2度切れば、やはり根の力もかなり弱まるということで、それ以上は通常の維持管理行為の中でできる範囲であろうという前提に立って、事業の上では侵入した竹の伐採と、あと再生した竹の伐採を2回。その後については、所有者と市町、県の三者で協定を結んで、そういったことがあった場合には、適正に管理をしてくださいと。そういう形での担保で進めてきたわけだが、24年度にこれを開始して、初年度にやった所はこれで2回、再生の竹の刈り払いは終わって、来年の発生の状況をよく見る必要がある、もしくは今年度の2度目の刈り払いのときの勢いというか、そういったところを分析しておく必要があるのではないかと思う。

事業のやり方のところで、もしお許しが頂けるのであれば、そういった範囲の拡充のような形で、本当にこれをしなければもうどうしようもないのだという状況になれば、やはりそこは柔軟な対応をさせていただけると大変ありがたいなと思っている。

(委員)

新事業に近いものか。

(事務局)

はい。それはまだ今年度の状況をしっかり見て、全てまだ把握していない状況だが、まずそれが一つ課題かなと思う。一応第二期が入ったときに、これに近い基準で人工林に侵入している竹を5年間で500haということで開始したわけだが、そういう意味では特に竹林の拡大が進んでいるという声もかなりお聞きしているところであり、その周りにある荒廃竹林がさらに広がっているというところもあるので、今後も竹の問題については、やはり公益的機能の低下に対しては引き続き対処しなければいけない課題になっているというところは考えている。

(委員長)

今の話で500haというのは、侵入竹だけではなくて、荒廃竹林の面積だったのか。両方合わせたものか。

(事務局)

手入れ不足人工林に竹が侵入した所がこれだけ、今で500haある。その発生源になっている純粋な竹林、荒廃竹林は5年間で50ha。

(委員長)

50ha か。500ha と 50ha があったのか。

そうすると、もう半分以上、2年間で280haだから、6割ぐらいやってしまったと、先ほどの強度間伐でやってしまったという理解でよろしいのか。

(事務局)

はい。計画量に対しては半分以上実施しているが、実際には分母が広がっているというような実態もやはりあるのではないかと。

(委員長)

年間にどれぐらい広がるかというのはつかんでいるのか。

(事務局)

これはなかなか確たるデータはないが、竹の根が広がる、年間速度、そういうものでは確か年間で何mというか、何割ぐらいが広がる。

(委員長)

何mぐらいだから、直径の二乗に比例して広がっている。1年たてば、去年は100haだと、次の年は200haになるとか、そういう状況で広がるのか。

(事務局)

そういうデータは確か何かあったかと。

(委員長)

それと同じところで、先ほど見せていただいた所で、上に竹林が残ったのは所有者の理解が得られなかったという話だが、あれは不在地主かどうかと先ほどお聞きしたが、それは分かっているか。不在地主か、それとも市に住んでおられる方か。

(事務局)

不在の方である。

(委員長)

不在の方か。先ほど部長とちょっと話したが、耕作放棄地があり、あれはやはり周辺にご迷惑を掛けるということで、指導ができるように法整備ができたと聞いたのだが、もしそういうことがあれば、ああいう竹林があって、不在地主だという方があれば、強制はできないが、行政指導で、何とかこういう事情だから了解してくれとか、そういうある種の強制力、そういうことは考えられないのか。

(事務局)

森林に関する基本的な法律は森林法があるが、市町が立てられている森林計画にそぐわないような管理をしている場合には、市町の方からそれに合ったような整備をなささいという指導はできると思う。

(委員長)

指導はできるのか。

(事務局)

もう一つ、勧告なり、命令というところに関して言えば、やはり著しく公益的機能が低下しているのであろうと、そういう恐れがある場合に、要間伐森林という制度があるのだが、除伐なり、間伐をするために、他の人にそれを任せたらどうかという勧告をしていて、それを聞かない場合には、いろいろと裁定とか、調停とか、そういったものを繰り返して最後に、その所有に関する調停のようなものをする、そういう制度が実際にはある。

ただ、それは恐らく間伐、除伐なので、人工林を対象にした制度になっていて、竹林でどうかと言うと、ちょっと制度的にはなじまないかなとは正直思う。ただ、適正に維持管理をしない場合、強制ではないが、そういう状況になった場合に、行政指導、勧告、そういった形で進んでいく制度は実際にはある。

(委員長)

スムーズに話し合いでいけばいいが、いくら交渉されても、利益も上がらないし、「うちには放っておきます」と言われたら、もう手が付けられないというのでは、クマの問題もあり、シカの問題もあり、場所によっては住民が不安になるということもあり得る。竹林などは特にそうだと思う。何かそういう半強制的というか、指導ぐらいは、あまりきつい縛りはできないと思うが、何か考える時期に来ているのかなと思われる。

(事務局)

まずは、地域ぐるみでの取り組みというか、そういったことからスタートしていく。

(委員長)

まず粘り強く話に行くしかないということだが、それにも限度がある。不在地主で東京におられてということになるとね。〇〇委員、それは何か手当てはあるか。お困りになっていらっしゃると思うが。

(委員)

私も石川県の林業史上で、こんなに竹が繁茂して邪魔になっていることはあまり今まで経験がないと思う。だから、環境税でとにかく対応して、どうこれに取り組むかという試験的な試みのように私は考えている。ですから、まず切って、そして、1年、2年と追跡して切ったが、これで予算がないからやめたではなくて、どこまでやったら征伐できるものかということで、試験的な意味も含めて頑張ってやっていただきたいと思う。1回目に刈った所は個人任せにしない。環境税だけで竹に取り組むということはとても無理なので、

本格的な予算で石川県全体の竹林にどう立ち向かうかということは別個に考えなければいけないと思う。しかし、せっかく環境税を使って第1回目に全部切って取り組んだのだから、2回あと追跡してやめたのではなくて、予算は要るが、追跡して、それを大きな別の予算で対応するときの試験材料に使う非常に大きな事例になると思うので、頑張っていたきたい。

今の委員長がおっしゃった所有者の方については、立木を伐採するのと違って、竹の伐採をする同意を得るのは案外簡単である。切ってもまた生えてくるから、どうしても惜しい人は次に切らなければいけないのだから、立木を間伐するのとは違い非常に同意を取るの簡単であるから、これは森林組合等については、しっかり取り組んでご了解いただくということはしなければいけないし、できると思う。

(委員長)

ということで、なるだけ仕事はどんどん進めよう。

(事務局)

竹の事業に関しては早急に考えたい。

(委員長)

立木の方は何十年と育ってきたものだから、そう簡単には「はい、切ってください」とはおっしゃらないと思うが、立木と違って、竹だったら2年もたてば再生するわけだから、おっしゃるとおりだと思う。そういう意味では同意を取りやすいのかもしれない。だから、先ほどみたいに本当に狭い所で墓の敷地みたいな所だからあんなことになるけれども、もうちょっとまとまっていればいいのだが、あんな小さい所だと地主を探すのも大変でしょう。東京のどこにおられるか分からんと。

私も他のことでちょっと経験したが、大正時代に持っていた土地を、道路を造りたいというので調べたら、ちょっとした所で地権者が500人いた。みんなそれは国交省が業者に委託して1軒、1軒回っている。印鑑証明を取らなくてはいけないわけだから、その年に日本中を回っていた。東京の業者である。あれは本当に土地を買うよりはるかにたくさん費用を掛けている。びっくりした。

(委員)

もう一つ付け加えると、切った竹をもっと利用する道が開けているとずっと対応がしやすいのだが、今は切ったものをまたお金を掛けて積んで、お金を掛けないといけないということなので、切り出したままの状態では使えない。これは切って出せば使える道がどんどん開けてくれば対応がまたがらっと変わってくる。ですから、もうしばらくの辛抱だと思う。今、バイオマスで発電してということで、全国的に木材が使われるようにまた非常に展開が早くなってきたが、そういう意味ではどうしても竹はまだ使いにくい。木材というのは、チップでまだ足りない状況なので、いずれ竹まで利用することになってくると思う。ですから、もうしばらくの辛抱で竹の展開は変わってくると思うので、我慢強くひとつお力添えをお願いしたいと思っている。

(委員長)

木とか竹は里山に、昔のタケノコがだんだん伸びていったのだから、割合出しやすいところにある、道路の近くで。

(委員)

そうです。

(委員長)

昔、話だけで終わってしまったが、トヨタが自動車のマフラーに竹炭を使うと非常にいいということで、竹炭の粉末は比表面積が大きいのだそう。だから、非常に吸着効率が高いということで、マフラーに使うといいという話があったのだが、どうも工業化したという話はどこにも聞かないので、話だけで終わったかなと思っているが、粒子は細かいそうである。木の炭よりも竹炭の方が粒子が細かい。だから、消臭剤に使う。冷蔵庫の中に入れて消臭すると比表面積が大きいから。だから、何かこれはおっしゃるとおり、燃料ももちろんいいが、他の工業的な利用にも道が開けると全然違うと思う。

(委員)

私のところは病院と福祉事業なのだが、高齢者になるとにおいがきつい。お風呂に入っても何をしても。というところで、通常のにおい消しでは使いこなすことができなくて、よく竹炭を使っている。特に福祉の事業所の方は、これぐらいの竹の入れ物に竹を挿して、トイレとか各部屋に置いてある。

(委員長)

竹炭か。竹か。

(委員)

竹炭です。

(委員長)

そういう消費先はあると思う。ただ、量はそんなに多くない。竹だと、電気で炭にできるから搬出も軽くていいと思う。木材を出すのと違って。だから、電気で簡単に炭にする技術ができれば、電気でちょっとした窯を造って、非常にいいのではないかと思うが。

ちょっと売れば、竹はいくらでもあるわけだから、皆さん竹を切って、自分で採算が合えば、こんないい話はない。

(委員)

竹炭は一時流行していた。

(委員)

そうですね、げた箱の中とか。

こんな袋にして、お布団の乾燥にもいいので。あれは見た目がいい。竹がそのままの形でほとんど残るので、置き方によってはインテリアにもなるし、いろいろなものがあるが、竹は本当にスマートなイメージがある。福祉事業に大いに竹炭を作って安く販売できるように。

(委員長)

竹炭の作り方を県の方で考えて、勉強していただくとありがたい。昔の炭焼きみたいに1カ所に窯を造っても採算が合うかもしれない。

それでは、他に今日の今の報告書についてどうか。

(委員)

あとは鳥獣、今年どうだったか。イノシシとか、クマとか。

(事務局)

被害のデータは、当然調べているということは分かるのだが、最近のデータを今日は持ってきていなかった。

(委員)

現場での実感では、山村で生活していると、イノシシは全然減っていない。被害を受けないように皆さん防護柵をしながら、自分の田んぼの周辺とか、町内を囲っているだけで、頭数の取り方は全然繁殖に追い付いていない。

(委員)

それも課題である。

(委員)

本当に弱っている。

(委員長)

イノシシは最近10年で10倍、何倍だったか。県のデータで10倍ぐらい増えたのか、能登の先まで行って。確かそれは自然保護課の方でやって、10倍ぐらいだった。

(委員)

今はクマなどでも、ニュースだけしか知らないが、町へ町へと近づいている。人通りの多い所に。

(委員長)

今年はクマが多いようである。

(委員)

金沢城内に出たりとか。

(委員長)

金沢城、金沢大学にも出て来るし、安全な所はなくなった。

(委員)

せっかくだからシカの対応も応援していただくといい。

(委員長)

シカは、だいぶ増えているのか。

(委員)

どんどん入り出してきている。

(事務局)

シカに関しては、被害が少しは、木の皮をはぐとか、そういったものが数カ所県内では出ているが、そういう意味ではまだまだ密度としては低い状況ではあるが、お隣の福井県は結構頭数が多いということで、福井県さんともちょっと相談をしながらになるが、一応県境付近に防護柵と、あとわなを組み合わせたような形で個体数調整を広域的に行うというような取り組みもしようということになっている。ただ、今の時点で福井県の嶺北、石川県境にある所で、被害が甚大化しているという状況ではないことなので、そうなる前に備えをしていくという対策を始めようとしているところである。いったん増えてしまうと、恐らく植栽をした林はもう林にならないという状況になるところで、植えた木には全部チューブをかぶせなければいけないとか、植えた所に全部囲いをしないと木が育たないという話で、事業費が倍になるようなイメージになってしまうと、それでは全然話にならないので、そうならないように今からちょっと備えをしていきたいと思っている。

(委員長)

何かうまい対策はあるのか。

(事務局)

一応今、申し上げたような、広域的に柵とわなを組み合わせ、それで効果を上げている地域があるということなので、それを参考にした対策を取っていきたいと思う。

(委員長)

シカが入りだすと、今おっしゃったように手が付けられないというか、下草も全部食べてしまうから。スライドで見せてもらったのだが、食べるものがなくなったら木の根っこまで食べるそうである。

(事務局)

実際にこの森林公園にもあるときにシカ園があったのだが、何年間かそこに入れておいたら、本当に今、委員長がおっしゃったように草1本生えないようになって、本当に土で、根っこも出るし、根っこもかじる。それで、そこをどうしても復元できないからと、シカを次の所へやって、そこは限られた面積でしたから少し手間を掛けてということはあった。今ほど委員もおっしゃったように、うちの課長も言ったが、もし大々的に入ってきたとしたら、本当に草1本生えていないようなことになる。

それで、そのシカ園だと、雨が降ったら全部泥が出るので、下にため池があるのだが、ため池も駄目になる。おっしゃったように、私もこれは経験しているが、そのシカ園は本当に草1本生えていないというような状態になった。これもそんなに頭数の多いことではないが、ただ、自然界だと、すごく何万、何十万頭という、いったん増えだすとそんな数になるそうなので。

(委員長)

シカはイノシシと違って1年に一頭しか生まないのだけれども、毎年産むそうである。だから増える。何年間か1頭で産む、1頭というか、2頭で産むか、1頭で産むのか知らないが、産むものだから増える。私は電車で京都から往復するときも、何回もシカとぶつかって、30分ずつ遅延というのがものすごく多い。今おっしゃるように、福井との県境でしょっちゅうぶつかる。

(事務局)

今、委員の方から少し説明すればどうだといったことで、うちの方もできたら止めたいという意識でそういう対策を取ろうとしている。

(委員長)

そうですね。だけれども、先ほどおっしゃったように、わなぐらいしかないとなるとなかなか止められない。非常に困った問題である。

さて、それではどうか。そろそろ質問が終わったとしたら、委員会の意見をまとめる形で。この会からはこれでいかがか。これをたたき台にして、特に変えることがあったらご発言いただきたいと思う。

(委員)

意見というよりも、「強度間伐および」を入れた方がいいのではないかと。「引き続き、手入れ不足人工林の解消に向けた間伐と併せて侵入竹」、ここに「強度間伐」も入れた方がいいのではないかと。

(委員長)

付帯意見のところか。

(委員)

強度間伐も入っているのだから、「強度間伐および手入れ不足人工林の解消に向けた間伐と併せて侵入竹等」、「等」は要らない。「等」が入っているけれども、要らないかと思うのだが、いかがか。

(委員長)

手入れ不足林というのは、何を指しているのか。

(事務局)

手入れ不足人工林の解消に向けた間伐というのは強度間伐と、あと一応造林事業の間伐も入っている。

逆に、今日出てきた竹の整備に関することは、今日、現地でご覧いただいて、大きい話だったのかなと思うのだが、その点、一応評価委員会のご意見では、これは第1回のご議論を踏まえてだけここに書いていたもので、今日あったものについて、ここに加えるということは全く差し支えないと思う。

(委員)

ええ、その方がいいかなと思う。これだと第1回と同じになってしまう。だから、先ほどから聞いているのだけれども、今日の議論をちょっと踏まえて、もう少しいい文章にしていた方がいいかなと思う。

(委員長)

付け加えたいことがあれば。書いてはあるが、竹林のことが弱い。

(委員)

具体的には実績を2年でやめないで、もう少し粘り強く伐採を続けるとか何とか。

(委員長)

そうしたら、「追跡調査を行い」とか何か入れたらどうか。竹林については、やはり追跡調査を行う。

(委員)

ここですぐに言っても無理なので、もっといい文章を作っていたきたい。

(委員長)

この文章は、最後にはお任せくださいということになっているが、やはり「追跡調査を踏まえて」というのはいいかもしれない。そうしないと、2年以降、ちょっと目が届かなかったらまた元通りでは困るから。

(委員)

これは(2)に書いてある「モニタリング調査の精度の確保のための予算」、ここに入ってくるといえ入ってくる。

(委員長)

入ってくるといえ入ってくる。

(事務局)

竹林に関する件は整理したい。

(委員)

ちょっと整理してください。

(事務局)

追跡調査というのか、そういうことであるとか、もしくは有川委員がおっしゃられたように、まさに1回侵入竹林の伐採をしたところがしっかりと生えてこないようになるという、そういう意味での完全な整備というのか、そういうことをちゃんと追求するとか検討して、そういう内容でよろしいか。

(委員長)

そういうことだと今、理解したのだが、そういうことでいいですね。竹林は2年以降どうなるのかちゃんと調査して、場合によっては必要な処置をするということになるか。

(事務局)

検討させていただく。

(委員長)

文言は、また案を作っていて教えていただきたい。

この不在地主の了解を取ることは、この中で読めば読めないことはないが、書き入れておいた方がいい。これは森林組合のでいいか、関係機関と協力してとか。

(委員)

それは当たり前のことだからいいのではないか。

(委員長)

当たり前だからいい。ただ、当たり前のこともできないから困っている。

(事務局)

今、委員長がおっしゃられたとおり、実は不在地主のお話は、「県民」と書いていて、(3)の前段のところに一応含めるような。

(委員長)

「県民の理解」、ここか。

(事務局)

はい。県民だけではないが、一応ここにそういう意味での事業のご理解という意味は示せる。

(委員長)

これは先ほど一番初めに〇〇委員がおっしゃった PR の話がメジャーだから、先ほどの事業がうまく進捗しない一つの理由は不在地主等であり、何か書いておいた方がいい。これは抽象的な文章だから、読むのは何とでも読める。

(委員)

それは具体的に言ったら決定事項になってしまう。

(委員長)

具体的になると足かせになってしまって、かえって動きにくくなるから書かない方がいいと思うのだが、ただ、書かないと本当に忘れてしまう。

(委員)

私たちは話し合っているから、その文章が少し曖昧であっても理解はできるが、それをどこかで説明しようとしたときに、やはり少しは具体的になる要素が、これはどういう意味かというところも表しておかないと、私たちだけのまとめでよろしいのか。

(委員)

これが評価委員会のまとめだから。

(委員)

私もそんなにたくさん経験していないが、文章は難しい。思いはいっぱいあるのだけれども。

(委員長)

ちょっと書いておかないと、本当に忘れてしまう。

(委員)

そうなのですね。ヒントになるようなものがあれば、残ればいいのだと思う。

(委員長)

「県民の理解」の後に「森林所有者を含む」でもいいし、あるいは「森林所有関係者および県民の理解」、何か考えてください。

(委員)

ちょっと(3)の文章はおかしい。「今後ともより多くの県民の理解を得るべく、多くの県民の理解や」とダブっている。この文章はよくないので、直していただきたい。

(委員長)

そうですね、これは「多くの県民の」が二つダブっている。

(事務局)

それは整理する。

(委員長)

ここはちょっと文章を整理していただきたい。

大体意見は出尽くしたと見てよろしいか。今のこの委員会の意見としては、全体の意見は、先ほど議論が出たが、よろしいということですね。3番に森林所有関係者が分かるような用語を入れるということと、「多くの県民の理解」が二つ重なっているので、これは整理していただきたい。そういうところだけでよろしいか。

あと、竹林のこと。竹林の追跡調査。それはどういう言葉をお使いになるかは別にして、竹林調査を踏まえて、せっかくやったことが元の木阿弥にならないように、そういう文言の案を作っていて、ファックスで私のところに送っていただければと思う。

一応これで議論していただくことは出尽くしたように思うが、今の件はそれでは案を作っていて、私も案を見せていただくことでよろしいか。その他に何か全体として意見はないか。もしないようなら、今年度中に報告書を作っていていただき、最終確認させていただいて、12月中旬に公表したい。